



令和4年5月18日

子育て支援課

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金について、6月1日から支給を開始します。

なお、給付金支給のため、一般会計補正予算として、727,011千円を5月18日に専決処分いたしました。

1 対象者 【低所得のひとり親世帯】

- ①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けているかた
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
- ③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給しているかたと同じ水準の収入となっているかた

【その他の低所得の子育て世帯】

- ④令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けているかたで、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた
- ⑤高校生のみを養育するかたで、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかた
- ⑥新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税のかたと同じ水準の収入となっているかた

- 2 対象児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
(障害児の場合は20歳未満)

- 3 支給金額 対象児童 1 人あたり 5 万円
- 4 支給時期 ①のかたには、申請不要で、令和 4 年 6 月 1 日（水）に支給予定。
④のかたには、申請不要で、令和 4 年 6 月中旬に支給予定。
②③⑤⑥のかたは、申請が必要で、審査後速やかに支給。（申請
受付の詳細は後日ホームページに掲載します）